

凡例 日日時 期間 場所 内容 対象 講師 費用 定員 持ち物 申し込み 提出先 その他 問い合わせ

※特に記載のない場合、申込時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで。



市民協働事業 提案事業

◎地域づくり課まちづくり推進係
TEL71・2494 FAX72・3176
✉chikizukuri@city.azumino.nagano.jp

市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、次の2つのテーマに基づく、市民の皆さんからの事業提案を募集します。
テーマの具体的内容や提案団体の要件、留意事項等については、募集要項に記載しています。事前に必ずご覧ください。

平成31年度事業テーマ

- ①協働のまちづくり
市民活動支援事業
協働の担い手となるあらゆる主体の市民活動を支援する事業を、市（市民活動サポートセンター）と協働で実施します。
- ②地域の公園で健康づくり事業
地域にある小規模な公園を活用し、市民の健康増進かつ地域内交流の促進を目的とした事業を、市と協働で企画・立案し実践します。

階4番窓口）へ持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で提出。募集要項・申請書は市ホームページまたは地域づくり課から入手できます。
〒399・8281（住所記載不要）地域づくり課まちづくり推進係

平成30年度つながりひろがる地域づくり事業補助金追加募集

◎地域づくり課まちづくり推進係
TEL71・2494 FAX72・3176

支え合う地域社会を目指し、市民活動団体が自主的に主体的に取り組む、地域に根ざした活動に、予算の範囲内で補助金を交付します。

◎市内に活動拠点を置き、市民が5人以上構成員となっている団体

◎補助金交付額 対象経費の2分の1以内（限度額20万円）

◎6月25日（月）～7月18日（水）に申請書に必要事項を記載し、団体の規約・役員名簿・予算積算資料を添付の上、地域づくり課（2階4番窓口）または各支所地域課に直接提出。申請書は地域づくり課、各支所地域課、市民活動サポートセンターまたは市ホームページから入手できます。詳細は応募用紙をご覧ください。

ホームページから入手できます。

「緑のカーテン」写真

◎環境課環境政策係
TEL71・2492 FAX72・3176
✉kankyou@city.azumino.nagano.jp

ゴーヤやアサガオなどをベランダや軒下に生育させ、真夏の日差しを避ける「緑のカーテン」を撮影した写真を募集します。作品は市ホームページや環境フェア2018などで公開します。

◎市内の在住者・事業者・団体などで、住宅や事業所などに平成30年4月1日以降に育成させた「緑のカーテン」を設置していること

◎8月31日（金）までに応募用紙に必要事項を記入し、写真を添付の上、環境課（2階5番窓口）に持参・郵送・電子メールいずれかの方法で提出。応募用紙は環境課または市ホームページから入手できます。詳細は応募用紙をご覧ください。

◎応募者には粗品を進呈します。



ひきこもり家族教室

◎福祉課障がい福祉担当
TEL71・2251 FAX71・2328

ひきこもり状態にある人の対応について、同じ悩みを持つ家族と学びます。本人の回復に向けて踏み出す機会としてみませんか。

◎第1回 7月19日（木）
午後1時～3時30分

▽ひきこもりの基本的な理解と家族の対応

▽家族交流会

◎第2回 8月3日（金）
午後1時～3時30分

▽ひきこもりと関連する疾患

▽地域の支援機関

▽家族交流会

県安曇野庁舎301会議室

◎「社会的ひきこもり」とされる状態にある家族で計2回のプログラムに継続受講が可能な人

◎費用無料

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦没者を含む）以外の人は参加できません。平成29年度参加者以外は複数回の応募ができません。

◎実施地域・日程等詳細は日本遺族会事務局（TEL03・3261・5521）へ問い合わせください。

◎10万円（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは別途必要です）

◎7月9日（月）までに福祉課、または松本保健福祉事務所健康づくり支援課（TEL40・1938）へ電話で。

◎平成30年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

◎市長寿社会課福祉政策担当
TEL71・2253 FAX71・2328

◎日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者による募集します。父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに

◎6月は「不正改造車排除強化月間」

◎不正改造を施された車両は、市民生活の安全・安心を脅かすことから、国土交通省では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、重点的な取り組みを行っています。不正改造の防止に理解を深め、不正改造車の排除にご協力をお願いします。

◎不正改造車・黒煙110番（国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門）TEL026・243・5525

◎長野県遺族会（TEL026・228・0334）

◎戦没者遺児

◎今回実施する地域（実施地域周辺の公海上での戦